

清代におけるモンゴル旗と駐防八旗との 「相渉案件」をめぐる裁判制度の研究

蒙古 勒呼

早稲田大学大学院文学研究科 博士課程

緒 言

八旗は清朝の支配階層である満洲人などが所属した社会・軍事組織であり、入関（1644年）以降、北京を本拠とする禁旅八旗と地方に常駐する駐防八旗となった。1680～90年代において、清朝が黒龍江一帯に進出するロシアと東進してきたジュンガルに対抗するために、黒龍江に駐防八旗を設置したことによって、東三省における盛京、吉林、黒龍江の三つの駐防八旗が形成された¹⁾。一方、内モンゴルとハルハ・モンゴル諸部は17世紀に相次いで清朝の支配下に入り、盟旗制度の下に再編され、理藩院の管轄を受け、「外藩モンゴル」と称された。これらの駐防八旗は、西方ではハルハ・モンゴルのセェチン＝ハン部と内モンゴルのジャライト、ゴルロス、トゥメト旗をはじめとするモンゴルの東部諸旗と境を接し、両者は多方面にわたって接触・交流しながら、様々な事件や紛争（以下「相渉案件」という）も頻繁に起こるようになった。それを取り扱うために、清朝は17世紀後半から裁判制度を作り、18世紀半ばに至るまで順次整備を進めた。

従来、清代モンゴルの裁判制度に関する研究は、モンゴル人同士の案件、またはモンゴルの南部諸旗と中国内地直省との相渉案件の裁判制度に重点が置かれており、モンゴル東部諸旗と駐防八旗との相渉案件の裁判制度については全く検討してこなかった。そこで本研究では、18世紀におけるモンゴル東部諸旗と東三省の駐防八旗に焦点を当てて、その裁判制度の実態や構造、歴史的変容などを満洲・モンゴル・漢文の一次史料を用いて解明し、こうした異なる文化背景を持つ社会組織・民族集団の間に築かれた裁判制度のメカニズムを究明する。

研究方法

上記の研究目的を達成するために、本研究期間（平成27年7月～平成28年6月）中に中国・モンゴル国に合計二回の現地調査を行った。

①平成27年7月30日から同9月6日まで中国第一歴史档案馆（北京）と内モンゴル自治区档案局（呼和浩特市）にて、満洲語の史料群である『黒龍江將軍衙門档』、『軍機処録副奏摺』、『呼倫貝爾副都統衙門档』と漢文史料群である『内閣黄冊』、『内閣刑科題本』などを調べ、史料収集を行った。

②平成28年4月8日から同7月9日までモンゴル国立中央文書館と中央図書館（ウランバートル市）にて、ハルハ・モンゴルのセェチン＝ハン部と黒龍江駐防八旗との往来文書を閲覧・複写できた。今回の現地調査はそもそも平成27年11月に行われる予定であったが、モンゴル国立中央文書館の引越しによって延期した。

考察と結論

以上の研究方法による成果として、モンゴル東部諸旗と駐防八旗との相渉案件の中の死刑案件に注目し、その秋審制度について、研究発表（日本モンゴル学会平成28年度春季大会、於東北大学・仙台、5月21日）を行い、論文「清代蒙古秋朝審考」を執筆した。当該論文は2016年12月刊行の『西域歴史研究集刊』第9号（中国人民大学編）に採用された。また、相渉案件をめぐる地方レベルの裁判制度とその法源の諸問題を明らかにし、これらの研究結果を次々と学会に還元し、論文化する予定である。以下、得た知見を簡潔にまとめる。

1. 死刑案件の裁判制度

清代の司法制度において、死刑は執行の時期によって、立決と監候の二種に分かれる。死罪については、最終的に皇帝が判断して初めて刑の執行に移るが、立決の場合は、死罪の判断と同時に処刑執行の進め、監候の場合は、犯人の身柄を監獄に一時留め、処刑執行の可否を問う再審理である秋審（地方に監禁する死刑犯人を対象とする）・朝審（北京に監禁する死刑犯人を対象とする）を実施した。筆者は中国第一歴史档案馆でモン

ゴル旗・駐防八旗の相渉案件の秋審について史料調査を行うとき、モンゴル人同士の案件、モンゴル旗・内地直省の相渉案件の秋審・朝審に関する文書をも発見した。18世紀前半とは、モンゴル秋審・朝審制度が成立した重要な時期である。しかし、草創期における同制度の構造や運用実態について、なお研究が行われていない。

本研究により、秋審がモンゴル旗・駐防八旗の相渉案件に適用された経緯とその運用実態を明らかにし、さらにモンゴル人同士の案件およびモンゴル旗・内地直省の相渉案件と比較し、清代モンゴル秋審・朝審の全体像を解明した。モンゴル死刑犯人の監禁地によって、清朝は雍正元年（1723）頃からモンゴル人同士の案件とモンゴル旗・内地直省の相渉案件に対して朝審を適用したが、モンゴル旗・盛京駐防八旗の相渉案件に対して秋審を適用した。しかし、当時東三省の秋審は内地直省と異なり、地方秋審が設けられなかった。乾隆三年（1738）、清朝はモンゴル旗と黒龍江・吉林駐防八旗との相渉案件に対して、秋審を適用し、乾隆八年（1741）に東三省における地方秋審の設置を契機として、モンゴル東部諸旗・駐防八旗の相渉案件とモンゴル南部諸旗・内地直省の相渉案件の秋審手続は一元化された。

2. 地方レベルの裁判制度

康熙33年（1694）、清朝はモンゴル旗・東三省駐防八旗の相渉案件に対して、裁判手続の法律を制定した。この法律によれば、①相渉案件は重案と軽案に分けられ、重案は、特に殺人事件をいうが、家畜窃盗、殴りあい、婚姻や債務の事件や紛争は軽案と見なされた。重案については、犯人の所属により、駐防八旗の長官である将軍が原案を中央政府の刑部（犯人が駐防八旗に属する場合）、あるいは理藩院（犯人がモンゴル旗に属する場合）に上申する。②モンゴル旗・盛京駐防八旗の相渉案件であれば、盛京に駐在する理藩院の官員は盛京刑部・モンゴル旗の官員と会審を行って処理するが、黒龍江の場合は、黒龍江将軍はザサク（モンゴル旗の長官）と会審して処理する。しかし、黒龍江側の裁判事例を見ると、当時モンゴル旗・黒龍江駐防八旗の相渉案件の中で、重案のみが会審で処理されていた。軽案は、一般に①原告が自らの所属機関（将軍衙門或はザサク衙門）に申告、②原告の所属機関が被告の所属機関に訴訟を提起、③被告の所属機関が案件を審理し、判決を原告の所属機関に通知、という流れで処理された。判決については、両機関が合意に達せない場合のみに、会審が行われた。こうし

た裁判手続は清朝の当該地域における属人的統治体制に基づいて作られたものであるが、犯人の異なる供述によって両機関の意見が食い違ったり、案件の処理が滞ったりすることはしばしば発生した。そのため、雍正6年（1728）以降、裁判の効率を向上させるために、上記の手続③が停止され、黒龍江将軍はモンゴル旗の協理台吉と会審して処理するようになった。

また、康熙朝から雍正朝初頭にかけて、清朝政府により禁止された示談もモンゴル旗・黒龍江駐防八旗の相渉案件の裁判において積極的に行われていた。

3. 相渉案件における法源問題

モンゴル旗・駐防八旗の相渉案件について、清朝は基本的にモンゴル旗の犯人に対して『蒙古律例』を適用し、駐防八旗の犯人に対して『大清律例』を適用した。つまり属人主義の原則があった。しかし、地域差異によって、『蒙古律例』の浸透は必ずしも均一ではなかった。モンゴル旗・盛京駐防八旗の相渉案件に対して、『蒙古律例』は徹底的に適用された。それに対して、康熙～雍正朝において、黒龍江辺りが清朝の対ロシア・ジュンガル戦争の前線であるため、黒龍江将軍とザサクは自律性を持ち、相渉案件を裁くときにも、多様な法律を適用した。モンゴル犯人に対して、清朝が頒布した成文法典である『蒙古律例』のみならず、黒龍江将軍とザサクとの合意の下で定めた法律や地域社会における既存の慣習法も存在していた。『蒙古律例』といっても、その実効性が限られており、黒龍江将軍とザサクは都合に応じ、同法典の条文を部分的に引用する、あるいは条件付きで引用する場合もよくあった。乾隆朝になってから、清朝とジュンガルの講和に伴い、北アジアの政局が安定し、モンゴル旗・駐防八旗の相渉案件に対して、清朝は『蒙古律例』を徹底的に適用した。

要 約

清朝の国家構造は、主としてアイシン・ギョーロ宗室の統率下の八旗、モンゴル王公の統率下の外藩モンゴルおよび皇帝に直属する内地直省からなっていた。この三つの統治カテゴリーがそれぞれ異なる統治組織と統治理念を有した²⁾。モンゴル旗・駐防八旗の相渉案件をめぐる裁判制度は、こうした国家構造に基づき、属人主義の原則の下で構築されたものである。同時に、清朝は相渉案件の裁判効率を極めて重視していた。これが裁判制度の整備を促進する一要因となった。また、清朝が制定した裁

判制度は各地域で均一に施行されなかった。清朝が東北地方に対する統治を強化することに伴って、地方裁判における將軍とザサクの自律性も次第に減少する傾向が見られた。

謝 辞

本研究課題を遂行するに当たり、公益財団法人三島海

雲記念財団より学術研究奨励金を賜りました。これによって貴重な研究機会をいただき、広範な史料調査を行うことができました。ここに記して、心より御礼申し上げます。

文 献

- 1) 柳澤 明：歴史学研究, 698, 10-21, 1997.
- 2) 杉山清彦：中国史学, 18, 159-180, 2008.